

令和8年4月

お客様各位

富山県信用組合

## 「手形・小切手機能の全面的な電子化」に向けた対応について

平素は「けんしん」富山県信用組合をご利用いただき、誠にありがとうございます。  
当組合では、政府・産業界・金融界が取り組んでおります「手形・小切手機能の全面的な電子化」に向けた対応として、これまでに①払戻請求書による当座預金出金の取扱開始、②令和9年（2027年）4月以降を期日とする手形・小切手の代金取立の受付停止、③約束手形・小切手の最終振出期限の設定④手形・小切手帳の発行終了等を実施または公表しております。

今般、「手形・小切手機能の全面的な電子化」に向けて、下記の対応を実施いたしますのでご案内いたします。

今後とも、より一層のサービス向上に努めて参りますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

### 記

#### ○他行を支払地とする手形・小切手の預金入金扱い受付終了

受付終了日	令和8年（2026年）9月30日（水）
内容	当組合以外（他行）を支払地とする手形・小切手の預金入金扱いの受付を <u>令和8年（2026年）年9月30日（水）</u> で終了します。 ※ 取立による取扱いは可能です（注1）

（注1）決済する金融機関が振出日の制限を設定している場合は、決済されません

#### 【手形・小切手に代わる資金決済サービスのご案内】

当組合では、手形・小切手に代わる資金決済サービスとして、「法人インターネットバンキング」「でんさいサービス（電子記録債権サービス）」のご利用を推奨しております。

詳しくは店頭・窓口にてご確認ください。

以上

## 【手形・小切手機能の全面的な電子化に向けたスケジュール】

		2026年(令和8年) 3月末	2026年(令和8年) 9月末	2027年(令和9年) 3月末
<b>手形・小切手を振り出しされるお客さま</b>				
手形帳 小切手帳		発行可能 (2026年(令和8年)3月末まで)	発行不可(手形・小切手の発行終了)	
		振出可能 (2026年(令和8年)9月末まで)		振出不可 ※1
当座預金 払戻請求書		2025年(令和7年)5月より、当座預金払戻請求書による払戻しの取扱開始		
<b>手形・小切手を受け取られるお客さま</b>				
入金	支払金融機関 他行	入金可能 (2026年(令和8年)9月末まで)		入金不可
	支払金融機関 当組合	入金可能 ※2 (振出日が2026年(令和8年)9月末までの手形・小切手に限る)		入金不可 ※3
取立	支払金融機関 他行 当組合	取立可能 ※4 (支払期日が2027年(令和9年)3月末までのものに限る)		取立不可

- ※1 最終振出期限を超過して振り出された手形・小切手は決済されません。
- ※2 支払地が当組合の手形・小切手の場合でも、振出日が2026年10月以降のものは入金できません。
- ※3 2027年4月以降、全ての手形・小切手の預金入金扱い受付を終了します。
- ※4 決済する金融機関が最終振出制限を設定している場合、決済されません。